

報告第2号

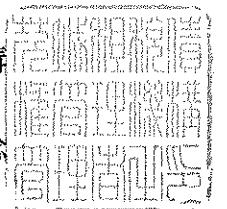
専決処分について（訴訟の提起について・処分第2号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

平成29年2月8日提出

茨城租税債権管理機構

管理者 豊田 稔



処分第2号

訴訟の提起について

平成28年11月4日付け（同日裁判所送達）で、○○○に対し、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第383条の規定に基づき△△簡易裁判所に下記の支払督促の申立を行ったところ、平成28年12月17日に、相手からの異議申立が同裁判所に受理されたことから、同法第395条の規定により訴訟へ移行することになったが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により専決処分する。

記

- 1 相手方 ○○○
- 2 事件名 取立請求事件
- 3 事件の内容 差押え債権の取立
- 4 請求の趣旨

平成28年2月3日に差し押された、訴外滞納者（以下「滞納者」という。）が相手から支払いを受けるべき平成28年2月から平成28年9月までの毎月の給料等の支払請求権の不履行分648,000円の支払いを求めるものである。

- 5 事件に関する取り扱い及び方針

第1審の結果、必要がある場合は上訴する。

平成28年12月20日

茨城租税債権管理機構

管理者 豊田 稔